

消防指令センター更新支援業務委託
仕様書

宇部・山陽小野田消防組合

目 次

第1章 総則	4
1 目的	4
2 業務期間	4
3 業務内容	4
4 業務対象	4
5 業務範囲	4
6 本業務に係る留意事項	5
7 関連法令等	5
8 業務責任者及び実務担当者の選任	5
9 提出書類等	5
10 現地調査の手続き	6
11 再委託	6
12 損害賠償	6
13 成果品の権利	6
14 守秘義務	6
15 セキュリティ対策について	6
16 疑義	6
第2章 業務内容	7
1 計画	7
2 打合せ・協議等	7
3 業務工程	7
4 資料収集整理	7
5 要求水準検討、要求水準書作成	7
6 情報提供依頼（RFI）及び意見招請（RFC）の実施	7
7 関係機関等との協議	7
8 現地調査	8
9 調達仕様書（案）の作成	8
10 システム管理計画の検討	8
11 年次施工計画（案）の作成、施工工程の検討	8
12 施工に係る図面等の作成	8
13 事業費の算定	8
14 消防指令システムの高度運用に向けた検討	9
15 県防災行政無線設備更新に伴う連携	9
16 庁舎建設事業に関する工程の検討	9
17 システム調達に関する支援	9
18 報告書等の作成	9
19 関係機関等との協議資料の作成	9
20 その他消防組合が必要と認める事項	9

特記事項	10
現行システム構成図	11
別紙	12

第1章 総則

1 目的

本業務は、宇部・山陽小野田消防組合（以下「消防組合」という。）が、消防指令センターの更新事業を行うにあたり、現行システム及び運用状況について調査を行い、課題を抽出するとともに、令和6年度に施工を計画する消防指令センターの更新に必要な図書類の作成を行うことを目的とする。

2 業務期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

3 業務内容

本業務は、119番通報の受付、災害地点の確定、出動隊編成、出動指令、無線運用、災害支援、災害報告書作成、国表統計処理及び一般事務等を行うシステムを信頼性、安全性を考慮しながら仕様書を作成する。

なお、昨今の財政面逼迫の折、本消防組合の構成市である宇部市及び山陽小野田市の財政計画等を理解し、長期の財政面の考慮が十分図られた整備効率の高いシステム構築を図るものとする。

4 業務対象

本業務の対象は、次のとおりとする。

- (1) 消防指令システム
- (2) 消防救急デジタル無線
- (3) 消防情報支援システム
- (4) その他消防組合が必要と認めるシステム及び機器

5 業務範囲

本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 計画・準備
- (2) 打合せ・協議等
- (3) 業務工程の作成
- (4) 資料収集整理
- (5) 要求水準検討、要求水準書作成
- (6) 情報提供依頼（RFI）及び意見招請（RFC）の実施
- (7) 現地調査
- (8) 調達仕様書（案）作成
- (9) システム管理計画の検討
- (10) 年次施工計画（案）の作成、施工工程の検討
- (11) 施工に係る図面等の作成
- (12) 事業費の算定
- (13) 消防指令システムの高度運用に向けた検討
- (14) システム調達に関する支援
- (15) 報告書等の作成
- (16) 関係機関等との協議資料の作成
- (17) その他消防組合が必要と認める事項

6 本業務に係る留意事項

本業務に係る留意項目は、次のとおりとする。

- (1) 消防救急デジタル無線の基地局配置等の諸元については原則変更をしないものとする。
(整備に必要な現地調査は実施し、電波伝搬調査等は省略することができる。)
- (2) 打合せ・協議等については、原則対面形式での実施とするが、受注者又は消防組合の事情により対面形式での開催が困難と判断される場合においては、WEB形式等での開催について、消防組合と協議を行い対応すること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項については、別途協議するものとする。

7 関連法令等

受注者は本業務を実施するにあたり、常に特許権、実用新案権、著作権、関係法令、山口県条例、消防組合条例、消防組合情報セキュリティポリシー、消防組合の構成市が定める条例等に抵触することのないよう十分注意し、このことに関する処理等は全て受注者の責任及び負担とする。

8 業務責任者及び実務担当者の選任

受注者は本業務を実施するにあたり、必要な能力・知識・経験等を備えた業務責任者及び実務担当者を選任すること。

9 提出書類等

(1) 着手時に提出する書類

受注者は、業務着手時に次の書類を提出し、消防組合の承認を得るものとする。

- ア 業務実施計画書
- イ 実施スケジュール及び実施工程表
- ウ 業務責任者及び実務担当者の選任通知、資格及び実績を証明できる資料
- エ その他消防組合が必要とする書類

(2) 随時提出する書類

受注者は、業務遂行時に次の書類を提出し、消防組合の承認を得るものとする。

- ア 打合せ議事録
- イ 実施工程実績表
- ウ 事業費に関する資料
- エ 本業務関係書類
- オ 要求水準検討報告書
- カ 各種業務報告書
- キ 調達仕様書（案）
- ク 要求水準書
- ケ 施工図面（案）
- コ 現地調査報告書
- サ 年次施工計画（案）
- シ 事業費積算書（数量計算書を含む。）
- ス 業務記録（打合せ議事録）
- セ システム調達に関する支援書類等

10 現地調査の手続き

受注者が現地調査を実施するにあたり、手続きが必要な地域、施設及び建物等に立入る必要がある場合は、消防組合と協議の上、所定の手続きを行い、管理する者の承諾を得るものとする。

11 再委託

受注者は再委託について、次の項目に留意すること。

- (1) 受注者は、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等の業務を再委託できないものとする。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、製図、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託については、消防組合の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、上記(1)及び(2)の業務以外の再委託については、消防組合が必要とする書類等を提出し、消防組合の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、業務等を再委託に付する場合、書面等により再委託受注者との契約関係を明確にしておくとともに、再委託受注者に対し業務等の実施について、適切な指導及び管理を実施しなければならない。

12 損害賠償

本業務の遂行にあたり、第三者に損害を与えた場合には直ちに消防組合に報告するとともに、受注者の責任において速やかに処理を行うものとする。

13 成果品の権利

本業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用権等の諸権利は、消防組合に帰属するものとする。

14 守秘義務

受注者は、本業務の実施過程で知り得た情報について、消防組合に承諾なく第三者に漏らしてはならない。

15 セキュリティ対策について

セキュリティ対策として、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）、プライバシーマークのいずれかを保持していること。

16 疑義

本仕様書に明記されていない事項等について疑義が生じた場合は、消防組合と受注者の両者が協議の上、決定するものとする。

第2章 業務内容

1 計画

受注者は、本業務の実施に先立ち、主な作業について、消防組合から聞き取りを行いながら、実施方針、実施手順、業務工程、業務組織計画等を記載した実施計画書を作成し、消防組合に提出すること。

なお、実施計画書に実施項目ごとの実施期限を明記し、これに基づき本業務を遂行すること。

2 打合せ・協議等

打合せ・協議等に関しては、原則月1回以上実施するものとし、各業務の節目となる時期にも実施するものとする。また、消防組合から打合せ・協議等の要請があった際には、随時対応するものとする。なお、打合せ等は対面で行うことを基本とするが、事情によりWeb協議にすることもできる。

受注者は、その都度議事録を紙媒体及び電子媒体で作成し随時提出し、消防組合の承認を得ること。また、打合せには、原則業務責任者が立ち会うものとする。

3 業務工程

受注者は、本業務の実施にあたり、消防組合と設計方針及び設計内容等について協議を行い、消防組合の承諾を得た上で実施することとし、消防組合に対して履行期間内の適当な時期に中間報告を行うなど、常に緊密な連携を図ること。

また、本業務の実施中、当初計画に変更の可能性が生じるような事態が発生又は予想される場合は、その都度消防組合と協議してその指示を受けること。

4 資料収集整理

受注者は、消防組合の既設設備の現状、無線の運用状況など本業務に必要な既設設備等の資料を収集整理すること。

5 要求水準検討、要求水準書作成

受注者は、消防組合へのヒアリングを実施し、システム詳細要望、機器構成要望及び課題事項を整理し、要求水準検討結果をまとめ、消防組合に報告すること。

なお、システムの要求水準を下回ることがないように、システム調達の際に提示することを前提とし、要求水準書を作成すること。

6 情報提供依頼（RFI）及び意見招請（RFC）の実施

受注者は、次の項目について実施及び支援すること。

- (1) 本業務の実施に当たっては、情報提供依頼にて先進技術調査及び有効性評価を行うこと。
- (2) 本業務で作成する調達仕様書（案）についての意見招請書（案）を作成し、質疑等に対する回答支援及び事業費算定等の支援を行うこと。
- (3) 概算事業費用を算定すること。

7 関係機関等との協議

総務省消防庁、中国総合通信局、山口県及びその他関係機関との協議等について資料を作成するとともに、必要に応じて協議等に同行すること。

8 現地調査

受注者は、本業務の実施の際に別紙の施設等に係る現地調査を行い、次の項目を把握・整理すること。

- (1) 既設、新規関係機器の配置、配管、配線等に必要な事項
- (2) 電源設備
- (3) 付帯設備
- (4) その他、長期安定稼働を実現するために必要な事項

9 調達仕様書（案）の作成

受注者は、消防組合と十分に協議検討をした上で、要求水準、システム構成、機器仕様等をまとめ、本システム構築のために必要な調達仕様書（案）を作成すること。

10 システム管理計画の検討

受注者は調達仕様書（案）で構築される本システムについて、長期安定的な稼働を実現するための管理計画について消防組合と協議検討し、契約不適合責任対応及び保守対応条件について調達仕様書（案）に反映させること。

11 年次施工計画（案）の作成、施工工程の検討

令和6年度に施工及び撤去工事を実施し、令和7年度から運用を開始し、一部庁舎建設事業に伴い移設することを前提として、円滑な施工の実施と費用の平準化に考慮した年次施工計画案を作成すること。

また、既設の消防指令システム等との併用期間を考慮し、段階的な構築が可能なように、施工手順及び仮設備等に配慮した施工工程を検討すること。

12 施工に係る図面等の作成

本業務の内容を踏まえて、次の項目を別紙の施設毎に必要な図面等（参考レイアウト図）の作成をすること。

- (1) 各システム及びネットワーク構成図（案）
- (2) 施設（敷地）平面図（案）
- (3) 機器配置図・据付図（案）
- (4) その他消防組合が指示する図面及び設計上必要な書類

13 事業費の算定

受注者は、調達仕様書（案）で構築するシステム等について、施設毎にシステム構築に必要な機器等について取りまとめ、事業費積算書を作成すること。事業費積算書の項目については、消防組合と協議すること。

なお、作成に当たっては、次の項目に留意し作成すること。

- (1) 信頼における通信機器メーカーの見積書（4社から5社程度）を徴取し、見積条件が同一であることを確認して事業費を算定すること。
- (2) 見積書に基づき、システムの構築及び撤去に必要な事業費用を算出すること。
- (3) 年次施工計画（案）に合わせて、年度別積算書、構成市別積算書、組合が指定するシステム別（消防指令システム・デジタル無線設備等）の積算書等それぞれ算出すること。

なお、構成市別積算の割合は、消防組合が指定する負担割合で算出すること。

14 消防指令システムの高度運用に向けた検討

受注者は、本業務の実施にあたり、総務省消防庁が開催している「消防指令システムの高度化等に向けた検討会」の動向を注視し、必要に応じて消防組合と協議検討を行い、本業務に反映させること。

15 県防災行政無線設備更新に伴う連携

受注者は、本業務の実施にあたり、令和6年度に更新が計画されている県防災行政無線設備について消防指令システムとの連携を本業務に反映させること。

16 庁舎建設事業に関する工程の検討

受注者は、令和7年度に運用開始が計画されている宇部西消防署、山陽消防署埴生出張所及び消防局災害対策室のシステム設置及び設置後移設等の計画について、消防組合と協議検討し、本業務に反映させること。

17 システム調達に関する支援

受注者は、調達仕様書（案）に基づき、今後実施されるシステム調達について、競争入札・総合評価入札又はプロポーザル方式での実施を想定し、消防組合と協議検討を行い、技術提案実施要領、技術提案項目及び技術評価基準等についての案を作成すること。

また、システム調達の際、調達仕様書等に関する質疑への回答支援、技術評価のアドバイス等の支援も行うこと。

18 報告書等の作成

本業務の成果品は、次のとおりとする。成果品については紙媒体及び電子媒体（CD-R、DVD-R等）にて提出すること。（紙媒体2部、電子媒体2部）

(1) 調達仕様書（案）

ア 各調査、協議及び要求水準の内容に従い、調達仕様書（案）を作成すること。

イ 調達に必要な各種仕様については記載することとし、その他必要な事項については、消防組合と協議すること。

(2) 施工図面（案）

(3) 現地調査報告書

(4) 要求水準書

(5) システム調達に関する支援書類

(6) 年次施工計画（案）

(7) 事業費積算書

(8) 各業務記録、報告書等

19 関係機関等との協議資料の作成

本業務を遂行するにあたり、関係機関や消防組合との協議が必要な事項が発生した場合、又は消防組合が必要と認めたときは、関係機関の会議等に参加するとともに、必要な協議資料を作成すること。

20 その他消防組合が必要と認める事項

受注者は、本仕様書に明記されていない事項でも、消防組合が本業務を遂行する上で必要と認める事項については、協議及び検討を行い、関係資料を作成すること。

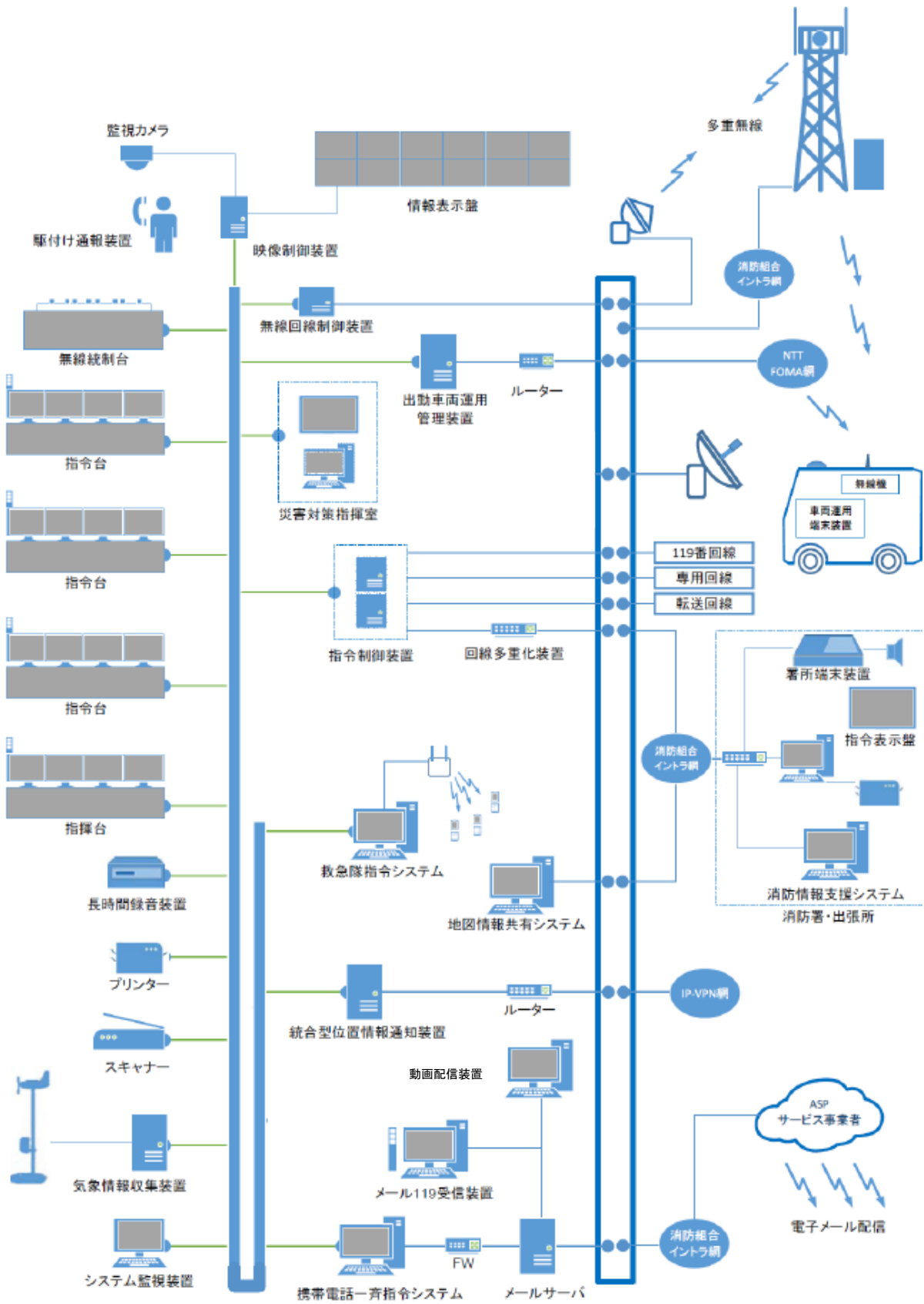
特記事項

各工程の期限は以下のとおりとする。

工程	期限
要求水準書作成	令和5年 7月31日（月）まで
情報提供依頼（RFI）	令和5年 6月30日（金）まで
意見招請（RFC）	令和5年 9月29日（金）まで
事業概算費の算定	令和5年 7月31日（月）まで
調達仕様書（案）の作成	令和5年10月31日（火）まで
システム管理計画の検討、施工工程の検討	令和5年10月31日（火）まで
年次施工計画（案）の作成	令和5年10月31日（火）まで
施工にかかわる図面等の作成	令和5年10月31日（火）まで
事業費の算定	令和5年10月31日（火）まで

※上記に記載のない工程期限については消防組合と協議すること。

現行システム構成図



別紙

1 本業務対象施設一覧表

本部、署・所名称	所在地
宇部・山陽小野田消防局	宇部市港町二丁目3番30号
宇部中央消防署	宇部市港町二丁目3番30号
宇部中央消防署 東部出張所	宇部市大字西岐波 761 番地 1
宇部西消防署	宇部市厚南中央五丁目6番22号
宇部西消防署 北部出張所	宇部市大字荒瀬 11051 番地
宇部西消防署 楠出張所	宇部市大字船木 461 番地 1
小野田消防署	山陽小野田市高栄一丁目6番1号
山陽消防署	山陽小野田市大字厚狭 487 番地 9
山陽消防署 埴生出張所	山陽小野田市大字埴生 3229 番地 12
霜降山基地局	宇部市大字善和字鳥越 20093 番 1
松岳山基地局	山陽小野田市大字山川 513 番外

2 次期消防指令センターの概要

システムの基本構成と規模は、現行システムを基本とする。

(1) 消防指令システム II型（指令台3台、指揮台1台、情報共有システム 他）

(2) 消防救急デジタル無線

ア 基地局 3局（霜降山、松岳山、消防局）

イ 固定局 4局（上記3箇所、山陽消防署）

ウ 移動局（車載、卓上、可搬、携帯）

※ 無線局舎、鉄塔は既設流用

(3) 関連ネットワーク

ネットワークは、既設消防組合ネットワークを流用する。